

平成 20 年 11 月 28 日

「FC ファンドーレジット不動産証券投資信託」ご投資家の皆様へ

FC インベストメント・リミテッド

「FC ファンドーレジット不動産証券投資信託」の純資産価格の決定の停止について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 20 年 11 月分の FC ファンドーレジット不動産証券投資信託（以下、「本ファンド」といいます。）に対する購入申込み・買戻し請求につきましては、差引で買戻し請求の超過となりました。

現時点において、本ファンドには買戻し請求に応じることができるだけの現金を有していないため、上述の買戻し請求に応じるためには本ファンドに組入れられている収益源物件の早期売却を進めざるを得ないと考えられますが、一般的に不動産は流動性が低く、また昨今の経済環境や不動産需給悪化の影響から、相対取引である不動産売買においては、早期に売却する必要がある場合には現時点での評価額では売却できず、これを大きく下回る売却価格となる可能性が高いものと判断しております。本ファンドの純資産価格は、目論見書に記載されている方法により、収益源物件について不動産鑑定士により毎月提供される評価額等に基づいて算出されていますが、平常時の評価額を示す現在の不動産鑑定士による評価額を実際の売却価格が大きく下回る額になり、その結果、本ファンドの純資産価格に大きく影響を与える可能性があります。

したがって、全投資家の方々の公平性を保ちつつ利益保護を図るためには、早期売却を前提とする評価額を全物件について取得することが適切であると判断し、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 7. 管理及び運営の概要 (1) 資産の評価 ③純資産価格の決定の中止」の事由により、誠に遺憾ながら純資産価格の決定を停止させていただくことといたしました。不動産の評価額の算定には相当の期間を要するため、当該停止期間は 2 週間を超えることが予想されます。純資産価格の決定を再開する際には改めてご連絡させていただきます。また、純資産価格の決定が停止されているため、その期間の分配金のお支払は停止させていただきます。

今後、収益源物件の早期売却を進めることに尽力するとともに、今まで以上に適正な物件管理を行い高稼働率が維持できるよう努めていくほか、本ファンドの適切なキャッシュマネジメントを行ってまいります。

何卒、ご理解の程、よろしく願いいたします。

以 上